

# ○ 野生動物による被害防止対策に関する調査 —クマの管理施策を中心として—

## ○ クマによる人身被害や、ニホンジカ及びイノシシによる農林業被害等の防止に資するため、限られた人員・体制での実施を前提とした管理施策の推進や、捕獲等に係る業務・手続の見直しを検討

- 近年、里山利用の縮小や耕作放棄地の拡大等により、クマ類（ヒグマ及びツキノワグマ）の分布域が拡大し、市街地や集落など人の生活圏へのクマ類出没も地域社会の喫緊の問題となっている。令和5年度にはクマ類による人身被害件数が過去最高（令和4年度の75件から5年度は219件に急増）を記録している。
- 平成26年の鳥獣保護管理法※1改正により、従来の「鳥獣（鳥類又は哺乳類に属する野生動物）の保護」に加え「管理（生息数の減少や生息分布域の範囲縮小等）」が法的に位置付けられるとともに、令和6年度にはニホンジカ等に加えクマ類が指定管理鳥獣（集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣）に指定され、これらの管理強化が求められている。

※1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）

※2 ニホンジカ及びイノシシについては、生息数増加や分布域拡大により生態系や農林業に深刻な影響を与えており、平成27年に指定管理鳥獣に指定

※3 本年4月の鳥獣保護管理法の改正により、人の日常生活圏にクマ類等が出没した場合に、地域住民の安全の確保の下で銃猟が可能となる予定

### 主要調査事項

■ 国、地方公共団体等における指定管理鳥獣に係る管理施策の実施状況

■ 国、地方公共団体等における広域的な連携状況 等

### 主要調査対象

調査対象機関

環境省、農林水産省

関連調査等対象機関

都道府県、市町村、関係団体等

### 調査実施期間

令和7年7月～8年3月（予定）